

平成 30 年度 第 1 回特定調達品目検討会議事要旨

開催日時：平成 30 年 8 月 8 日（水） 13：30～15：30

開催場所：農林水産省三番町共用会議所大会議室

出席委員：指宿委員、宇野委員、大石委員、岡山委員、奥委員、奥村委員、北橋委員、奈良委員、
原田委員、平尾委員、藤井委員、安井委員（座長）、柳委員

欠席委員：梅田委員（五十音順）

1. 特定調達品目に関する検討方針及び提案内容について

プラスチック

- ・ マイクロプラスチックの問題への対応を教えてください。また、資料 3 に記載の「再生プラスチックの利用促進」「バイオプラスチックの利用促進」という表現は、「利用促進」という部分が、消費量、使用量を増やす目的ではないことがわかるような工夫が必要。
 - ⇒ マイクロプラスチックの取扱いについては、平成 30 年 7 月に設置が了承されたプラスチック戦略小委員会において、別に検討が進められるので、その検討を踏まえての対応となる。プラスチックの使用削減の盛り込み方については、同小委員会の検討も踏まえ、検討に当たって考慮していきたい。（環境省）
- ・ プラスチックは、環境中に排出しないことが重要だが、グリーン購入法では使用しないことを規定するのは難しい。使用しないものに関する規定は新しい概念になるため、検討会において、世の中を先導できるような戦略を明確にしていくべき。

次世代自動車

- ・ 社会全体として電気自動車やプラグインハイブリッドなど、電気を使うものが増えている中で、電気の排出原単位も考慮していく必要があるのではないかと。燃料電池車についても、水素がどういう過程で作られたものであるかといったところまでは規定できないか。
 - ⇒ その部分の規定は、グリーン購入法の枠組みでは難しいと考えている。（環境省）
- ・ 確かに難しいが、少なくとも今の排出原単位では電気自動車が良とは言えない部分がある。ただし、グリーン購入法ではなく、別の場で検討されるべきかもしれない。
- ・ 他の制度との兼ね合いの中で、どのように対応していくべきかを戦略的に検討すべき。

電力

- ・ 電力の調達については、この検討会で検討すべき課題だと認識し、水素の由来についても長期的なスケジュールで検討していく必要がある。
 - ⇒ 電力の調達については、環境配慮契約法において電力専門委員会を設置し、再エネの議論などを進めている。グリーン購入法の中でどこまで示せるか、現段階では難しいが御意見として受け止めたい。（環境省）
- ・ 契約する側、購入する側にわかりやすいものにしなければならない。環境配慮契約法とグリーン購入法で重なるものがあるにもかかわらず、電力だけがグリーン購入法では対応が難しいと

という理由が不明。喫緊の課題として検討すべきであり、できないならその理由を明確に示すべき。

ヒートポンプ式電気給湯器

- ・ ヒートポンプ式電気給湯器について、熱供給を電気にしていく方針であれば、他のエネルギーを利用する機器を電気に誘導していくことも検討されるとよい。
 - ⇒ そのように認識している。2050年に80%削減を目指すのであれば、エネルギーは電気にせざるを得ない。プレミアム基準でも別途議論をしているが、化石燃料由来を削減することが、今後目指すべき姿。次世代自動車でも、プレミアム基準の策定ガイドラインの45～46ページに記載のとおり、乗用車のプレミアム基準の設定例では、「化石燃料のみをエネルギー源として使用する自動車（駆動用の専用バッテリーを搭載した自動車）ではないことが望ましい」と、記載している。化石燃料だけは避けていきたいという方向性で議論を進めたいと考えている。（事務局）
- ・ 単身住宅用の温水器については、冷媒がCO₂では見合わない。見合う冷媒がないのが実態で、どのようにしていくかを考えていかなければならない。（安井座長）

提案募集

- ・ 提案件数が年々少なくなっているが、原因の分析はしているか。
 - ⇒ これまで品目数が275まで広がってきていることにより、余地が減っているのも一因。プレミアムのなとがった基準への展開も考える時期になってきていると認識している。今後のあり方にもつながっていくため、考え方を整理したい。（環境省）

2. プレミアム基準の活用に係る専門委員会における検討内容について

- ・ 将来のあり方を議論するに当たって、より環境配慮の度合いが高い製品の使用をプラスと考えると、足を引っ張るマイナスのものを制御する考え方もあってよいのではないか。これらのプラスマイナスを両方考える必要があるのではないか。また、法律の主旨は国等が率先垂範することであるが、国民に展開していくためには、現状を把握し、購入しにくい理由等を分析した上で将来計画を立てるべきではないか。
- ・ ものを購入するという意識を変えていくために、「品目」という言葉自体を変えることを検討してはどうか。
 - ⇒ 国の取組では「品目」、その他の主体では「環境物品等」という整理で進めてきたが、今後国以外の主体へ取組を広げていくに当たって、用語についても考慮しつつ検討していきたい。（環境省）
- ・ 法律上は、第二条で「環境物品等とは次の各号のいずれかに該当する物品又は役務をいう」と定義され、第六条2項第二号で、環境物品等の種類を特定調達品目というとなっていて、「品目」という言葉が初めて出てくる。品目という言葉は、法律上は物品・役務含めて、推進すべき環境物品等を指しているため、このままでよいのではないか。
- ・ それならば、特定調達品目とした方がよいのではないか。
 - ⇒ 資料の中で定義と合っていない部分については事務局にて精査したい。（環境省）

- ・ 場合によっては法律を変えることも検討していただきたい。
- ・ 循環型社会を構築するためには、ものの購入からサービスの調達に移行していくことを考えるべき。コピー機等がよい事例であり、機器と紙を購入して印刷を行うのではなく、国は印刷サービスを調達し、ものは企業の責任で管理するというかたちに移行していく必要がある。
 - ⇒ 法律上は、サービスは役務として定義されており、役務を推進していくことになるかと思う。できるものから検討していく。(環境省)
- ・ 既に国等の機関の適合品の調達率は90%以上となっているが、例えばどのくらいCO₂の削減に寄与しているのか。また再生材の使用量の増加、廃棄物の削減などの効果はどうか。今後はこのような成果指標を明確にしていくべきであり、各機関にはこうした指標について定量的な目標を設定してもらいつつ、その中でグリーン購入法がどう機能しているかみていく必要があるのではないか。
 - ⇒ 参考資料1で、グリーン購入法による温室効果ガスの排出削減効果を示している。プレミアム基準の検討では、実際に設定するとなった場合に数値的な効果を示せるよう検討していきたいと考えている。(環境省)
- ・ 環境負荷の表示機能は、サービス提供者が環境負荷低減効果を定量的に把握することにもつながるため、機器でなくサービスとして議論し、今後重視していくのはどうか。
- ・ 循環経済に関する寄与する品目例の部分で、「リサイクルに加え、2R促進等の」という表現はリサイクルを優先していると誤解を招くため修正すべき。また、食堂に係る判断の基準について、食品ロスを減らすのも大事だが、食品の調達の基準も入れていただくとよい。
- ・ 2Rでいうと、ものの稼働率を上げていくのが大事。使用せずに置いているだけで環境負荷がかかっていることを認識し、買ったものがきちんと使われているかを把握することも将来的には必要。
- ・ 検討内容が全般的に広がった内容になっているため、検討の優先順位が外部にもわかりやすいようにした方がよい。
- ・ 政策課題として「SDGsへの寄与」を3番目に挙げているが、SDGsの要素として「気候変動対策」と「循環経済」があるのではないのか。
- ・ SDGsは包括的であるため、1番目が妥当かもしれない。SDGsの全体の目標は、“Transforming our world”であり、グリーン購入法によって世界をどう変えていけるのか、という見方をしていくべき。根底の貧困の解消への貢献までを含めていくのかは議論が必要ではないか。
- ・ SDGsを上位にすることには賛成。貧困の解消をどう位置付けるかは難しいところだが、様々な観点で議論の要素として使えるところがあるため、サステナビリティまで踏み込む努力はしたほうがよい。専門委員会で検討させていただく。
- ・ エコマークでは、3年前にエコマーク商品によるCO₂削減効果を算定し、省資源や資源循環はCO₂削減に効果があるという結果が出ている。その効果は100万トﾝ(70万世帯分)程度しかないが、どう効果があるかということよりも、そこに注目したいと発信していくことが重要であると考え。2050年に向かってムーブメントをつくっていけるとよい。

以上